

国産材転換支援緊急対策事業のうち建築用木材の転換促進支援事業助成金公募要領

4 全木連発第1034号

第1 (総則)

建築用木材の転換促進支援事業（以下「転換事業」という。）に係る公募については、令和4年度国産材転換支援緊急事業のうち建築用木材の転換促進支援事業助成金交付規程（令和4年6月9日付け4全木連発第1030号）に定めるもののほか、この要領に定めるところによるものとします。

第2 (用語及び定義)

この要領で用いる用語及び定義は次のとおりとします。

1 代替材

転換事業を実施しようとする設計事業者又は施工事業者（以下「転換事業者」という。）がロシア材の代替として使用する木材製品をいう。なお、製材においては乾燥材であること。

2 横架材

建築物の梁、桁、床梁、胴差、小屋梁、母屋など水平方向又は水平成分を有する方向に設置する構造材（土台は除く。）をいう。

3 下地材

建築物の天井、壁、床等に使用される垂木、野縁、胴縁、貫、根太、間柱、筋かい、合板、木質パネル等の下地となる木材製品をいう。

4 面材

下地材のうち合板及び木質パネルをいう。

5 部材転換

転換事業のうち、木造建築物等の施工において代替材を使用しその情報を整理する取組をいう。

6 設計転換

転換事業のうち、代替材を使用した木造建築物等の設計を行いその情報を整理する取組をいう。

7 設計費

意匠設計費と構造設計費をいう。

第3 (公募対象助成事業)

転換事業が採択された転換事業者には、別添1「国産材転換支援緊急対策事業のうち建築用木材の転換促進支援事業の内容について」に定める事業を実施していただきます。

第4 (転換事業への申請の要件)

転換事業に申請できる者は、以下1、2に掲げる要件のうち申請する区分の全ての要件に加え、3に掲げる要件を満たす者とします。ただし、1、2の両方に申請を行う場合は、全ての要件を満たす者とします。

1 部材転換

- (1) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条の規定に基づき建築工事業又は大工工事業の許可を受けた者であること。
- (2) 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 6 条に規定された建築確認申請（以下「建築確認申請」という。）において転換事業に申請する建築物の施工者として確認できる者、又は施工者として確認できる者から転換事業に申請する権利の委譲を受けた施工者とする。ただし、対象建築物の工事に当たって建築確認申請を要しない場合は、工事請負契約書等において同様の確認ができる者であること。

2 設計転換

建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条に基づき都道府県知事の登録を受けた者で、転換事業に申請する建築物の設計者であること。

3 共通

- (1) 別添 1 に定める事業内容を行う意思及び具体的計画を有し、かつ転換事業を的確に実施できる能力を有する者であること。
- (2) 転換事業に係る経理及びその他の事務について、適切な管理体制及び処理能力を有する者であること。
- (3) 公正取引委員会から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令を受けた者でないこと。
- (4) 自ら又は実質的に経営権を有する者が、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団、若しくはこれらに準ずる者又はその構成員、又は過去 5 年以内にこれらに該当したことがある者（本要領において「反社会的勢力」という。）ではないこと。

第 5（申請の上限）

転換事業に申請できる一者当たりの棟数の上限は都道府県単位で 5 棟までとします。なお、同一建築物において部材転換と設計転換の双方を申請する場合は 1 棟として数えるものとします。

第 6（転換事業の対象とすることができる建築物）

転換事業の対象とすることができる建築物は次の要件を満たすものとします。

- 1 建築主が国でないもの。
- 2 木造及び木造とその他構造との混構造のもので別表に掲げる用途のもの。
- 3 建築物の基礎より上部の躯体部分において、本事業以外に国、地方公共団体、その他の公的機関等からの補助や助成を受けていないもの。ただし、地方公共団体及びその他の公的機関（以下「補助事業実施機関」という。）が実施する補助や助成において、その財源に国庫からの助成金、交付金その他国の資金（地方交付税交付金、森林環境譲与税を除く。）が含まれていないことを補助事業実施機関の資料等により確認できる場合はこの限りではない。

- 4 新築及び増改築する助成対象の床面積（非木造部分を除く。）が 10 m²を超えるものであること。
- 5 以下の(1)又は(2)の要件を満たすものであること。
 - (1) 以下のア、イ又はウの要件を満たすものであること。
 - ア 横架材について、代替材の使用を通じて、ロシア材が使用されていないことに加えて、過去にロシア材を使用したと認められる建築物を設計又は施工したことを見示すことができる。
 - イ 下地材（面材を除く）について、代替材の使用を通じて、ロシア材が使用されていないことに加えて、過去にロシア材を使用したと認められる建築物を設計又は施工したことを見示すことができる。
 - ウ 面材について、代替材の使用を通じて、ロシア材が使用されていないことに加えて、過去にロシア材を使用したと認められる建築物を設計又は施工したことを見示すことができる。
 - (2) 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 2 条第 5 号に規定された主要構造部（以下同じ。）に C L T（直交集成板）が使用され、建築物の主要構造部及び下地材においてロシア材が使用されていないことに加え、過去にロシア材を使用したと認められる建築物を設計又は施工したことを見示すことができる。
- 6 ロシア材から代替材への転換に関する情報又は C L T を主要構造部に使った工法への転換に関する情報を、転換事業申請書（様式第 1 号）及び転換事業助成金交付申請書（以下「交付申請書」という。）（様式第 6 号—1）に記載すること。
- 7 代替材を建築物の施工現場に荷受けした写真及び施工状態がわかる写真を提出できること。
- 8 建築確認申請又は建築工事届を提出したものであること。
- 9 設計転換に申請する建築物は、発注者との契約関係等が明確で、かつ建築されることが確実なものであること。
- 10 転換事業の成果を林野庁及び全木連が無償で活用し公表できることを建築主が同意したものであること。

第 7（助成対象）

転換事業者が転換事業を実施するのに必要な助成対象は以下に定めるものとします。

- 1 転換事業者が行う部材転換において、第 6 に定める要件を満たす建築物を新築、増築、改築する場合に使用される木材を助成対象となる木材製品（以下「助成対象木材製品」という。）とし、その範囲及び材積は、以下に定める。

なお、転換事業者が、助成対象木材製品にはロシア材が含まれていないことの確認及び「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」（平成 28 年法律第 48 号。以下「クリーンウッド法」という。）に基づき合法性の確認ができた旨を納品書等の書面の記載により確認できる木材製品とします。

- (1) 第 6 の 5 の(1)アの要件を満たす場合、建築物に使用された横架材の材積。

- (2) 第6の5の(1)イの要件を満たす場合、建築物に使用された下地材(面材を除く。)の材積。
 - (3) 第6の5の(1)ウの要件を満たす場合、建築物に使用された面材の材積。
 - (4) 第6の5の(2)要件を満たす場合、建築物の主要構造部に使用されたC L Tの材積。
- 2 転換事業者が行う設計転換において、第6に定める要件を満たす建築物の木造部分の設計に係る設計費を助成対象（以下「助成対象設計費」という。）とします。

第8 (助成金額)

助成金額は、部材転換及び設計転換の区分ごとに次のとおりとします。

1 部材転換

助成金額は以下の①及び②を比較し、最も低い金額から1,000円未満の額を切り捨てた額とします。

なお、助成額は1棟の建築物における部材転換に対し、15,000,000円を上限とします。

(1) 事業申請時に申告する助成対象木材のうち、第7の1のア、イ及びウの材積の合計に27,000円／m³を乗じた金額に第7の1のエの材積に66,000円／m³を乗じた金額を加算した金額。

(2) 交付申請時に申告する助成対象木材のうち、第7の1の(1)、(2)及び(3)の材積の合計に27,000円／m³を乗じた金額に第7の1の(4)の材積に66,000円／m³を乗じた金額を加算した金額。

2 設計転換

設計転換の対象建築物の設計費に1／2を乗じた額とします。ただし、混構造の物件にあっては、設計費の全額を対象建築物の総床面積で除した金額に木造部の床面積を乗じた額に1／2を乗じた額とします。

なお、1棟当たりの助成額は、木造部の床面積に12,700円を乗じた額に1／2を乗じた額を上限とします。

3 同一建築物で部材転換と設計転換を申請する場合の助成金額は、1により算出した金額と2により算出した金額の合計額とし、それぞれの転換事業についてそれぞれの上限額を超えないものとします。

第9 (転換事業申請書類の作成等)

転換事業者は、転換事業申請書（様式第1号）及び付属資料を別添2の申請する物件の住所にある地域木材団体を経由して、全木連に提出するものとします。

第10 (転換事業申請の受付について)

地域木材団体は、転換事業者に対して転換事業受付書（様式第2号）を通知します。

第1 1 (転換事業申請書等の提出期限・提出物)

1 提出期限

令和4年6月17日(金)から令和4年7月20(水)17時(必着)までとします。

なお、予算の状況により、提出期限前に締め切る場合があります。

2 申請書の提出場所

別添2の転換事業に申請する物件の住所にある地域木材団体とします。

(注)郵送の場合は、封筒に「建築用木材の転換促進支援事業申請書在中」と記載してください。

3 申請書の作成、転換事業の内容等に関するお問い合わせ先

(事務局)

一般社団法人全国木材組合連合会 国産材転換支援緊急対策事業事務局

4 提出していただくもの

(1) 第9に規定する転換事業申請書及び付属資料

(2) 申請物件の代替材が判別可能なように明瞭に色分け（凡例を表示すること。）された配置図、平面図、立面図、軸組図、梁伏せ図等

(3) 建築確認申請等の写し（受付印のあるもの）

(4) 申請物件に使用される木材の使用予定量、予定調達費がわかる見積明細書等（種類ごとに数量、金額が確認できるもの。）

(5) 施工者として確認できる者から建築用木材の転換促進支援事業に申請する権利の委譲を受けた者が申請する場合には、権利の委譲を受けたことがわかる委譲書

5 提出に当たっての留意事項

(1) 提出した転換事業申請書は、返却しません。

(2) 提出した転換事業申請書は、変更又は取り消しはできません。

(3) 転換事業申請書は、提出者に無断で当該事業以外の用途に使用しません。

第1 2 (転換事業の採択について)

全木連は、提出された転換事業申請書について、外部の有識者等からなる委員会が定める基準に従って審査を行った上で転換事業の採択・不採択を決定し、転換事業の申請者に対して転換事業審査結果通知書（様式第3号）を通知します。

第1 3 (転換事業の実施及び注意点)

1 部材転換にあっては、令和4年4月28日以降に発注した助成対象木材を助成対象とします。

2 設計転換にあっては、令和4年4月28日以降に設計契約を締結した設計、又は契約行為を伴わない場合は当該日以降にその経費が発生した設計を助成対象とします。

第1 4 (転換事業の申請の取下げ)

- 1 転換事業者は、転換事業の実施が困難となった場合においては、速やかに転換事業採択取り下げ申請書（様式第4号）を全木連に提出し、その指示を受けなければなりません。

共同申請された転換事業において、共同事業者に変更がある場合は、速やかに取り下げ申請をした上で、変更後の事業者名により、様式第1号により再度申請をするものと。
- 2 全木連は、転換事業採択取り下げ申請書（様式第4号）の内容を審査した上で、転換事業採択取り下げ承認書（様式第5号）により、転換事業者に申請の承認を通知します。

第15（状況の報告）

全木連及び地域木材団体は、必要に応じ、転換事業者に対し、転換事業の進行状況に関する報告を求めることができるものとします。

第16（転換事業の対象建築物の確認）

全木連及び地域木材団体は、必要に応じ、転換事業の対象建築物における助成対象木材の使用状況及び関係書類の内容等を確認することができるものとします。

第17（交付申請書の提出）

- 1 転換事業者は、事業完了後、交付申請書（様式第6号—1）1部と以下に掲げる資料1部を添付し、事業が完了した日から起算して1か月を経過した日又は令和4年11月30日(水)のいずれか早い期日までに提出してください。
 - (1) ロシア材から代替材への転換に関する情報又はC L Tを主要構造部に使った工法への転換に関する情報等をまとめた報告書（様式第6号—2）
 - (2) 交付金額の査定に必要となる資料（契約書、請求書、領収書、納品書等の内訳明細）
 - (3) 第6の5の要件を満たしていることが確認できる資料（過去に設計又は施工した建築物の工事完了届や納品書等に加え、申請する建築物の木拾い表や納品書等）
 - (4) 工事記録写真（申請する建築物の施工現場に代替材を荷受けした写真及び代替材の施工状態がわかる写真）
 - (5) 部材転換を申請する場合、令和4年4月28日以降に材料発注があったことを証明する資料（発注書、材料指示書等）
 - (6) 部材転換を申請する場合、調達先の見直し等を実施したことがわかる書類
 - (7) 設計転換を申請する場合、令和4年4月28日以降に設計契約を締結したこと又は契約行為を伴わない場合は当該日を以降に設計費が発生したことを証明する資料
 - (8) 申請する建築物において、代替材がどこに使われているか判別可能な配置図、平面図、立面図、軸組図、梁伏せ図等
 - (9) 建築確認済証及び第9に定める付属資料において提出した建築確認申請等又は建築工事届に変更があった場合は変更後の建築工事届又は建築確認申請等のコピー

- (10) クリーンウッド法に基づき合法性を確認した木材であることを示す書面
- 2 転換事業者は、第1項の交付申請書（様式第6号—1）を提出するに当たり、消費税額を除外して申請しなければなりません。

第18（助成金の額の確定等）

- 1 全木連は、交付申請書等の書類の審査を行い、その申請が転換事業の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき助成金の額を確定し、転換事業助成金交付決定通知書（様式第7号）を転換事業者に通知するものとします。
- 2 審査の結果、その申請が転換事業の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めたときは、その旨を記載した転換事業不採択通知書（様式第8号）を転換事業者に通知するものとします。

第19（助成金の支払い）

転換事業者は、転換事業助成金交付決定通知書（様式第7号）により助成金の支払いを受けようとするときは、転換事業助成金交付請求書（様式第9号）を全木連に提出しなければなりません。

第20（交付決定の取り消し等）

- 1 全木連は、転換事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、転換事業者に対して、助成金の全部若しくは一部を交付せず、その交付を停止し、又は交付した助成金の全部若しくは一部の返還を命ずることができるものとします。
 - (1) 第17に定める交付申請書（様式第6号—1）及び添付する書類を提出しなかった場合。
 - (2) 第9に定める転換事業申請書（様式第1号）の内容が第17に定める交付申請書（様式第6号—1）と著しく異なる場合。
 - (3) 転換事業に関して不正、怠慢、虚偽その他不適当な行為をした場合。
 - (4) 交付の決定後に生じた事情の変更等により、転換事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合。
 - (5) 前4号に掲げる場合のほか、転換事業者が助成金交付の決定内容及びその他法令に違反した場合。
- 2 転換事業者は、前項による返還命令を受けたときは、速やかに返還しなければなりません。
- 3 前項の助成金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとします。

第21（経理書類の保管等）

転換事業者は、転換事業に要した費用について、その収入及び支出に関する証拠書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を助成金の交付を受けた年度終了後5年間保存しておかなければなりません。

第22（その他）

全木連及び林野庁は、報告のあった成果を無償で活用できるほか、公表できるものとします。

（附則）

この要領は、令和4年6月17日から施行するものとします。

別添1

国産材転換支援緊急対策事業のうち建築用木材の転換促進支援事業の内容について

1 趣 旨

令和3年から、我が国への輸入木材の供給不足等に起因して、国内において木材需要のひっ迫が続いていることに加え、ロシアによるウクライナ侵攻の影響により、更なる輸入木材の供給の減少に直面する中、木造建築物等の設計・施工において、ウクライナ情勢の悪化により影響を受けるロシア材から品質・性能の確かな木材等への転換を図ることが重要です。

2 事業概要

建築事業者、設計者等が、木造建築物等の設計・施工において、ウクライナ情勢の悪化により影響を受けるロシア材から品質・性能の確かな木材等へ転換し、その転換に関する情報を整理する取組に必要な経費の一部を助成する事業となります。

別添2

地域木材団体一覧

会員名称	〒	住 所	T E L F A X	E-mail
北海道木材産業協同組合連合会	060-0004	札幌市中央区北四条西 5丁目1番地 林業会館3階	011-251-0683 011-251-0684	doumokuren@woodplaza.or.jp
青森県木材協同組合	030-0151	青森市高田字川瀬 104-1	017-739-8761 017-739-8749	aohiba@dance.ocn.ne.jp
岩手県木材産業協同組合	020-0024	盛岡市菜園 1-3-6	019-624-2141 019-652-1018	gankiren@poppy.ocn.ne.jp
宮城県木材協同組合	981-0908	仙台市青葉区東照宮 1-8-8	022-233-2883 022-275-4936	miyagi_wood@waltz.ocn.ne.jp
秋田県木材産業協同組合連合会	010-0003	秋田市東通 2-7-35	018-837-8091 018-837-8093	AEL03072@nifty.com
山形県木材産業協同組合	990-2473	山形市松栄 1-5-41 森林会館内	023-666-4800 023-646-8699	yamawood@mokusankyo.com
福島県木材協同組合連合会	960-8043	福島市中町 5-18 林業会館内	024-523-3307 024-521-1308	info@fmokuren.jp
茨城県木材協同組合連合会	319-2205	常陸大宮市宮の郷 2153番 38	0294-33-5121 0294-33-5191	mokuren@atlas.plala.or.jp
栃木県木材業協同組合連合会	321-2118	宇都宮市新里町丁 277番地 1	028-652-3687 028-652-1046	t-mokkyo@violin.ocn.ne.jp
(一社) 群馬県木材組合連合会	379-2131	前橋市西善町 524-1	027-266-8220 027-266-8223	wood@po.wind.ne.jp
(一社) 埼玉県木材協会	330-0063	さいたま市浦和区高砂 1-14-13	048-822-2568 048-824-0720	lumber@mokkyo-saitama.jp
(一社) 千葉県木材振興協会	283-0823	東金市山田 800番地	0475-53-2611 0475-53-2000	mokusinkyo@gmail.com
神奈川県木材業協同組合連合会	231-0033	横浜市中区長者町 9-149	045-261-3731 045-251-4891	kanagawa@kenmokuren.com
(一社) 山梨県木材協会	400-0047	甲府市徳行 4-11-20	055-228-7339 055-222-7703	info.ywood@gmail.com
(一社) 東京都木材団体連合会	136-0082	江東区新木場 1-18-8 木材会館内	03-5569-2211 03-5569-2233	tomokuren@nifty.com
新潟県木材組合連合会	950-0072	新潟市中央区竜が島 1-	025-245-0733	niigatamokuren@mountain.ocn.ne.jp

		7-13 木材会館内	025-243-5475	
富山県木材組合連合会	939-0311	射水市黒河新 4940 富山県農林水産総合技術センター木材研究所展示館内	0766-30-5101 0766-30-5102	tomimoku@orion.ocn.ne.jp
会員名称	〒	住 所	T E L F A X	E-mail
(公社)石川県木材産業振興協会	920-0211	金沢市湊 2-118-15	076-238-7746 076-238-7725	iskenmoku@kenmoku-ishikawa.jp
福井県木材組合連合会	918-8233	福井市合島町 3 号 1 番	0776-50-3625 0776-50-3626	fukui-mokuren@fukui-mokuren.jp
長野県木材協同組合連合会	380-8567	長野市岡田町 30-16 林業センター内 301 号	026-226-1471 026-228-0580	nkenmokuren@siren.ocn.ne.jp
岐阜県木材協同組合連合会	500-8356	岐阜市六条江東 2-5-6 ぎふ森林文化センター内	058-271-9941 058-272-3858	info@gifu-mokuzai.jp
静岡県木材協同組合連合会	420-8601	静岡市葵区追手町 9-6 県庁西館 9F	054-252-3168 054-251-3483	s-mokuren@s-mokuren.com
(一社) 愛知県木材組合連合会	460-0017	名古屋市中区松原 2-18-10	052-331-9386 052-322-3376	lovewood@lilac.ocn.ne.jp
三重県木材協同組合連合会	514-0003	津市桜橋 1-104 林業会館内	059-228-4715 059-226-0679	mokuren@po.inetmie.or.jp
滋賀県木材協会	520-0801	大津市大萱 4-17-30 滋賀県林業会館内	077-574-7600 077-574-7607	s-mokkyo@mx.bw.dream.jp
(一社) 京都府木材組合連合会	604-8417	京都市中京区西ノ京内 畠町 41-3	075-802-2991 075-811-2593	info@kyomokuren.or.jp
(一社) 大阪府木材連合会	559-0025	大阪市住之江区平林南 1-1-8 大阪木材会館 2 階	06-6685-3101 06-6685-3102	mokosaka@leaf.ocn.ne.jp
兵庫県木材業協同組合連合会	650-0012	神戸市中央区北長狭通 5-5-18 兵庫県林業会館 3F	078-371-0607 078-371-7662	hyogomokuren@hkg.odn.ne.jp
奈良県木材協同組合連合会	634-0804	橿原市内膳町 5-5-9	0744-22-6281 0744-24-4587	info@naraken-mokuzai.jp
和歌山県木材協同組合連合会	641-0036	和歌山市西浜 1660 和歌山木材会館内	073-446-0592 073-444-0498	wamokuren@nifty.com
鳥取県木材協同組合連合会	680-0874	鳥取市叶 122 西垣ビル 3	0857-30-5490	kinoyosa@pastel.ocn.ne.jp

		号室	0857-30-5491	
(一社) 島根県木材協会	690-0886	松江市母衣町 55 島根県林業会館 3F	0852-21-3852 0852-26-7087	info@shimane-mokuzai.jp
(一社) 岡山県木材組合連合会	700-0902	岡山市北区錦町 1-8	086-231-6677 086-232-7549	oka_mokuren@kaiteki-kinoie.or.jp
(一社) 広島県木材組合連合会	734-0014	広島市南区宇品西 4-1-45	082-253-1433 082-255-6175	kenmoku@minos.ocn.ne.jp
(一社) 山口県木材協会	753-0074	山口市中央 4-5-16 商工会館 2F	083-922-0157 083-925-6057	mokuzai@mokkyou.or.jp
会員名称	〒	住 所	T E L F A X	E-mail
徳島県木材協同組合連合会	770-8001	徳島市津田海岸町 5-13	088-662-2521 088-662-2224	info@awa-kenmokuren.com
(一社) 香川県木材協会	761-8031	高松市郷東町 796-71	087-881-9343 087-881-9338	k-mokkyo@msg.biglobe.ne.jp
(一社) 愛媛県木材協会	790-0003	松山市三番町 4-4-1 愛媛県林業会館 3F	089-948-8973 089-948-8974	ehimewic@bronze.ocn.ne.jp
(一社) 高知県木材協会	781-0801	高知市小倉町 2-8	088-883-6721 088-884-1697	info@k-kenmoku.com
(一社) 福岡県木材組合連合会	810-0001	福岡市中央区天神 3-10-27 天神チクモクビル 3F	092-714-2061 092-714-2062	fvbm0720@nifyy.com
(一社) 佐賀県木材協会	840-0027	佐賀市本庄町大字本庄 278-4 佐賀県森林会館	0952-23-6181 0952-29-2187	sagakenmoku@vip.saganet.ne.jp
(一社) 長崎県木材組合連合会	854-0063	諫早市貝津町 1112 番地 6	0957-27-1760 0957-25-0242	nagamoku@vesta.ocn.ne.jp
(一社) 熊本県木材協会連合会	862-0954	熊本市中央区神水 1-11-14 熊本県木材利用普及研修センター	096-382-7919 096-382-7893	info@kumamotonoki.com
大分県木材協同組合連合会	870-0004	大分市王子港町 1-17	097-532-7151 097-537-8441	senmu@oitakenmoku.jp
宮崎県木材協同組合連合会	880-0805	宮崎市橘通東 1-11-1	0985-24-3400 0985-27-3590	mlumber@miyazaki-mokuzai.or.jp
(一社) 鹿児島県林材協会連合会	891-0115	鹿児島市東開町 3-2	099-267-5681 099-267-2407	info@k-wood.com

(一社) 沖縄県木材協会	900-0023	那覇市楚辺 1-12-15 町田アパート 301	098-855-0020 098-855-0022	moku@luck.ocn.ne.jp
--------------	----------	-----------------------------	------------------------------	---------------------